

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生活環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、もしくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる場合には、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図ったうえで、作成する。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、個体数の著しい増加又は分布域の拡大による、自然生態系の攪乱、深刻な農林水産業への被害及び生活環境への被害を引き起こしている鳥獣を対象に、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、管理の目標を設定し、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、計画に基づく施策を実施する。

本県では、中山間地域において、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル及びツキノワグマの生息数の増加や分布域の拡大による農作物等への被害、及び生活環境への被害が深刻化していることからこれらの獣を本計画の対象鳥獣とする。イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル及びツキノワグマ以外の鳥獣については、生息実態や農作物の被害等を把握し、第二種特定鳥獣管理計画を策定することが必要と認められる場合は作成する。

また、対象鳥獣の生息動向、生息環境及び被害等についてモニタリングし、特定計画の進捗状況を点検するとともに、その結果を管理事業にフィードバックさせる。被害防止目的での捕獲及び管理捕獲並びに狩猟の実施に伴い捕獲等した個体に係るデータやサンプルの収集、捕獲方法や捕獲者の捕獲努力量等の情報収集に努める。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備 考
令和3年度	農林産物被害軽減及び生物多様性保全のため	イノシシ	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	県内全域	第6期計画（平成18年度に第1期計画を策定）
令和3年度	農林産物被害軽減及び生物多様性保全のため	ニホンジカ	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	県内全域	第5期計画（平成20年度に第1期計画を策定）
令和3年度	農林産物被害軽減及び生物多様性保全のため	ニホンザル	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	県内全域	第4期計画（平成25年度に第1期計画を策定）
令和7年度	生活環境被害軽減及び農林産物被害慧眼	ツキノワグマ	令和7年10月30日 ～ 令和9年3月31日	県内全域	第1期計画